

Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

## 第3回遵守委員会会合報告書

2008年10月12-13日  
ニュージーランド、オークランド

## 第3回遵守委員会会合報告書

2008年10月12-13日

ニュージーランド、オークランド

### 議題項目 1. 開会

#### 1.1 歓迎の辞

1. 遵守委員会のウッド議長は、参加者を歓迎するとともに会議を開会した。
2. 参加者は、自己紹介と簡単な冒頭挨拶を行った。参加者リストは別紙1として掲載された。

#### 1.2 議題の採択

3. 議題は、採択され、別紙2として掲載された。ニュージーランドによる文書、過小及び過剰漁獲に関する決議案(CCSBT-CC/0810/16)は、その他の事項で取りあげられることが合意された。
4. 会合の文書リストは、別紙3として掲載された。

#### 1.3 ミーティング・アレンジメント

5. 議長は、参加者に対し、会合の運営上のアレンジメントを通知した。

### 議題項目 2. 措置の状況

#### 2.1 事務局からの報告

6. 事務局は、文書 CCSBT-CC/0810/04 の概要を説明し、大半のメンバー及び協力的非加盟国については報告義務に関連する管理をみたしているが、一部はタイムフレームについて困難性を抱えていると述べた。また、事務局は、欧州委員会が拡大委員会の議長に対し月別漁獲報告システム及び貿易情報スキームに関連する報告について困難性を説明してきたことに言及した。

#### 2.2 メンバー及び協力的非加盟国からの報告(国別報告書における遵守に関する問題についての報告)及び措置の遵守状況の評価

7. すべてのメンバー及び一協力的非加盟国(欧州共同体)が、国別報告書(CCSBT-CC/0810/SBT Fisheries-)を提出のうえ、参加者から説明を求められた疑義について回答した。

### 議題項目 3. 付託事項

8. 会合は、付託事項を検討し、委員会の作業のために十分に機会を与えることに合意した。
9. 文書 CCSBT-CC/0810/17 は将来の作業のための戦略的な焦点を与えていること、及び追加的な作業はこの焦点を拡大、発展させるべく行われるであろうことが、認識された。

### 議題項目 4. 統合的 MCS 措置

#### 4.1 漁獲証明制度

10. ニュージーランドは、他のメンバーらが提出した提案と CCSBT 貿易情報スキームの拡張との妥協案に基づく、実行可能な漁獲追跡スキームを内容とした文書(CCSBT-CC/0810/15)を提出した。
11. 本提案を議論し、拡大委員会の検討に資する漁獲証明制度(CDS)決議を作成するため、作業部会が組織された。作業部会は実質的な進展をみたが、遵守委員会会合の開催中に提案を最終化するのには時間が足りなかった。作業部会が、拡大委員会会合の間、その作業を継続することが、拡大委員会の合意を前提として、合意された。

#### 4.2 漁船監視システム

12. オーストラリアは、CCSBT の漁船監視システム(VMS)に関する文書 CCSBT-CC/0810/06 を発表した。オーストラリアの文書の VMS 決議は、第 2 回遵守委員会会合で合意されたが、CCSBT14 で採択されなかったものである。
13. 会合は、本決議に若干の修正を加えた別紙 4 に合意した。
14. VMS 決議(別紙 4)のパラグラフ 3a に定められた VMS サマリー・レポートの書式については、手続規則の規則 6.5 に従い、休会期間中に委員会により承認される。事務局長は、レポートの内容及び書式の案を、2009 年 1 月 31 日までに提供する。委員会は、2009 年 4 月 30 日までに書式を承認する。

#### 4.3 転載

15. オーストラリアは、インド洋まぐろ類委員会(IOTC)がその転載決議に加えた変更を反映するため、また施行期日を明確にするため、追加の修正を施した CCSBT13(2006)で採択された従前の CCSBT 転載決議を基にした文書 CCSBT-CC/0810/07 を発表した。
16. 会合は、決議には次の変更を含む追加的な若干の変更が必要とされたことに留意した。

- オブザーバーの安全性の確保。
  - IOTC の職務の代わりに CCSBT の職務を反映するため、付属書 2 のオブザーバーの職務の変更。
  - 船舶の要件について、冷凍能力を有するまぐろ漁船を大型まぐろ漁船と見なすこと。
17. 作業部会が、拡大委員会会合の間、決議をさらに検討することが、合意された。

#### **4.4 SBT の蓄養に関する遵守**

18. CDS 決議に関し取り組まれた作業は、提案された許可蓄養場の登録を含むものであり、従って、本議題項目の下で蓄養に関する遵守をさらに議論する必要はないものとされた。

### **議題項目 5・6. その他の措置及び将来の作業計画**

19. ニュージーランドは、遵守体制の強化に関する文書を説明した(CCSBT-CC/0810/17)。
20. 遵守委員会は、拡大委員会によって現在与えられている作業に加えて、作業計画に追加すべき具体的な事案はないと合意した。しかしながら、ニュージーランドの提出した遵守体制の強化に関する文書(CCSBT-CC/0810/17)は、将来的な開発作業にとって有用な手段であると合意された。

### **議題項目 7. その他の事項**

21. 委員会は、過小及び過剰漁獲の管理に関するニュージーランドの文書(CCSBT-EC/0810/16)が拡大委員会によって検討されることに留意した。
22. 会合は、インドネシアについて、発展途上国として特別な要件を検討する必要性、特に国別割当の遵守と同様にデータ収集について一層の改善を検討する必要性に、留意した。

### **議題項目 8. 拡大委員会への勧告**

23. 別紙 4 の漁船監視システムの実施に関する決議案の委員会による採択を勧告することが合意された。
24. CCSBT 漁獲証明制度及び転載モニタリングを導入するための決議案の作成を完遂するため、年次会合中に遵守委員会を開催することを、拡大委員会に対し勧告することが合意された。

25. 遊漁による漁獲があるメンバーが、拡大委員会に対し、その遊漁漁獲量の推定値を毎年報告することを、拡大委員会に対し勧告することが合意された。

**議題項目 9. \_\_\_\_\_ 閉会**

26. 報告書は採択された。
27. 会合は 2008 年 10 月 13 日午後 5 時 55 分に閉会された。

## 別紙リスト

### 別紙

- 1 参加者リスト
- 2 議題
- 3 文書リスト
- 4 CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議

参加者リスト  
第 3 回遵守委員会  
2008 年 10 月 12-13 日  
ニュージーランド、オークランド

遵守委員会議長

デービッド・ウッド

オーストラリア

ジョン・カリッシュ	農漁業林業省漁業養殖業担当部長
アナ・ウィロック	農漁業林省国際漁業政策担当官
スティーブン・ロウクリフ	農漁業林省国際漁業政策担当官
ギャビン・ベッグ	地方科学局漁業海洋科学計画主任担当官
カトリーナ・フィリップス	地方科学局漁業海洋科学計画担当官
ダミアン・ホワイト	外務貿易省国際条約局海洋法担当課長
シャーリーン・ワテゴ	外務貿易省北東アジア局日本課
クレール・デリントン	外務貿易省環境局海洋環境課
ウィル・ストーリー	法務省国際法室法律官
トリッシュ・ストーン	オーストラリア漁業管理庁国際漁業専門官
ジョン・アンダーソン	オーストラリア漁業管理庁国内遵守専門官
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
アンドリュース・ウィルキンソン	トニーズ・ツナ・インターナショナル

漁業主体台湾

ユイ・ファン	行政院農業委員会漁業署調査員
シュー・リン・リン	行政院農業委員会漁業署主任
シン・ウェイ・コー	対外漁業協力発展協会秘書
クワン・ティン・リー	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会秘書

インドネシア

ニラント・パーボウオ	海洋漁業省漁業部長
ドウィ・アグス・プトラ	インドネシアまぐろはえ縄協会会長

## 日本

宮原 正典	水産庁資源管理部審議官
坂本 孝明	水産庁資源管理部国際課課長補佐
高木 勇希	水産庁資源管理部遠洋課
谷本 卓也	外務省経済局漁業室
里見 昌記	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室
伊藤 智幸	独立行政法人水産総合研究センター 遠洋水産研究所温帯性まぐろ研究室長
籠尾 啓太	日本かつおまぐろ漁業協同組合
羽根田 弘	日本かつおまぐろ漁業協同組合
三浦 望	日本かつおまぐろ漁業協同組合
金澤 俊明	全国遠洋かつおまぐろ漁業協会
池田 博人	全国遠洋かつおまぐろ漁業協会
濱田 浩	全国遠洋かつおまぐろ漁業協会

## ニュージーランド

アーサー・ホーア	漁業省国際部長
ステファニー・ヒル	漁業省漁業顧問
シャウン・ドリスコル	漁業省投資部長
エイドリー・シャープ	漁業省遵守部長
イングリッド・ジェイミソン	漁業省上席国際研究官
トム・チャタートン	漁業省深海漁業部長
ウェイン・マクニー	漁業省主任
ジェラルド・バンボーメン	外務貿易省法律課課長
アリス・レヴェル	外務貿易省法律課
チャールス・ハフレット	ソランダー代表
ピーター・バランティン	ソランダー
ケビン・ストークス	シーフード・インダストリー・カウンシル
スーザン・ワウ	セクスタント・テクノロジー
ドミニク・バレリーズ	漁業省遵守分析官

## 大韓民国

チーグック・アン	農林水産食品部
チーゴン・キム	思潮産業部長



ソンジョン・ス

東遠産業

## 協力的非加盟国

## 欧州共同体

ジョージ・カニングム  
アレクサンドラ・コーデッカ

在ニュージーランド EC 代表部  
欧州委員会地域漁業管理機関担当官

## オブザーバー

## トラフィック・インターナショナル

グレン・サント

トラフィック・インターナショナル

## CCSBT 事務局

ブライアン・マクドナルド  
宮澤軌一郎  
ボブ・ケネディー

事務局長  
事務局次長  
データベースマネージャー

## 通訳

馬場 佐英美  
小池 久美  
高野 ゆき

**議題**  
**第 3 回遵守委員会会合**  
**2008 年 10 月 12-13 日**  
ニュージーランド、オークランド

1. 開会
  - 1.1. 歓迎の辞
  - 1.2. 議題の採択
  - 1.3. ミーティング・アレンジメント
  
2. 措置の状況
  - 2.1. 事務局からの報告
  - 2.2. メンバー及び協力的非加盟国からの報告(国別報告書における遵守に関する問題についての報告)及び措置の遵守状況の評価
    - 2.2.1. 国別割当配分の遵守
    - 2.2.2. 月別漁獲報告
    - 2.2.3. 貿易情報スキーム
    - 2.2.4. 許可船リスト
    - 2.2.5. 科学オブザーバー計画
    - 2.2.6. 海鳥混獲回避措置
  
3. 付託事項
  
4. 統合的 MCS 措置
  - 4.1. CDS
  - 4.2. VMS
  - 4.3. 転載
  - 4.4. SBT の蓄養に関する遵守
  
5. その他の措置
  - 5.1. 入港国措置
  - 5.2. その他措置
  
6. 将来の作業計画

7. その他の事項

8. 拡大委員会への勧告

9. 閉会

9.1. 会合報告書の採択

9.2. 次回会合の時期の勧告

9.3. 閉会

みなみまぐろ保存拡大委員会

第3回遵守委員会

文書リスト

**(CCSBT-CC/0810/ )**

1. Draft Agenda
2. List of Participants
3. Draft List of Documents
4. (Secretariat) Compliance Committee Management Measures
6. (Australia) Vessel Monitoring System
7. (Australia) Transshipment for the SBT fishery
12. (Australia) Update on Japanese Market Data
13. (Australia) Appropriate Bycatch Management Mitigation measures
15. (New Zealand) Proposed Catch Tracking System for SBT
16. (New Zealand) Under and overfishing resolution for CCSBT
17. (New Zealand) Future priorities for strengthening the compliance regime
18. (New Zealand) New Zealand SBT tagging trials
19. (Japan) Seabird by-catch Mitigation
20. (Japan) Analysis on age composition of southern bluefin tuna used for farming
21. (Japan) Japan's preliminary analysis on CCSBT-CC/0810/12

**(CCSBT-CC/0810/SBT Fisheries- )**

Australia	Australian's Annual Review of the Southern Bluefin Tuna Fishery
New Zealand	New Zealand SBT Fisheries Review
Japan	Review of Japanese SBT Fisheries in 2007 Fishing Season
Taiwan	Review of Taiwan's SBT Fishery of 2006/2007
Korea	Review of Korean SBT Fishery of 2006/2007
Indonesia	Annual Review of Indonesia SBT Fisheries
EC	Report of 2007 SBT Fishery – European Community
Philippines	Report of 2007 SBT Fishery

**(CCSBT-CC/0810/BGD )**

1. (Australia) (CPUE Modelling Group) The development of new agreed CPUE series for use in future MP work. Itoh, T., Lawrence, E. and Pope, J.G. (Originally CCSBT-ESC/0809/09)
2. (Australia) Assessing the accuracy and precision of stereo-video and sonar length measurements of southern bluefin tuna (*Thunnus maccoyii*). Phillips, K., Rodriguez, V., Harvey, E., Ellis, D., Seager, J., Begg, G., Honda, N., Shibata, K., and Hender, J. (Originally CCSBT-ESC/0809/12)
3. (Australia) Fishery indicators for the SBT stock 2007/08. Hartog, J., and Preece, A. (Originally CCSBT-ESC/0809/16)
4. (Australia) Estimating Australia's Recreational Catch of Southern Bluefin Tuna. Rowsell, M., Moore, A., and Sahlqvist, P., and Begg, G. (Originally CCSBT-ESC/0809/17)
5. (Australia) Choice, use and reliability of historic CPUE. Davies, C., Lawrence, E., Basson, M., Kolody, D., and Preece, A. (Originally CCSBT-ESC/0809/19)
6. (Australia) The potential use of indicators as a basis for management advice in the short term. Basson, M., and Davies, C. (Originally CCSBT-ESC/0809/30)
22. (Japan) (Secretariat) Secretariat Review of Catches (ESC agenda item 4.2) (Originally CCSBT-ESC/0809/06)

**(CCSBT-CC/0810/Info )**

1. (New Zealand) CCAMLR process of risk assessment to minimize the effects of longline fishing mortality on seabirds. Waugh SM, Baker GB, Gales R, Croxall JP 2008.
2. (New Zealand) Stages in the process of managing seabird mortality in RFMO fisheries. Waugh, SM 2008

**(CCSBT-CC/0810/Rep )**

1. Report of the Twelfth Annual Meeting of the Commission (October 2005)
2. Report of the Sixth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (February 2006)
3. Report of the Special Meeting of the Commission (July 2006)
4. Report of the Seventh Stock Assessment Group Meeting (September 2006)
5. Report of the Eleventh Meeting of the Scientific Committee (September 2006)
6. Report of the First Meeting of the Compliance Committee (October 2006)
7. Report of the Thirteenth Annual Meeting of the Commission (October 2006)
8. Report of the First Meeting of the Compliance Committee Working Group (April 2007)
9. Report of the Seventh Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (July 2007)
10. Report of the Eighth Stock Assessment Group Meeting (September 2007)

11. Report of the Twelfth Meeting of the Scientific Committee (September 2007)
12. Report of the Second Meeting of the Compliance Committee (October 2007)
13. Report of the Fourteenth Annual Meeting of the Commission (October 2007)
14. Report of the Performance Review Working Group (August 2008)
15. Report of the Special Meeting of the Commission (August 2008)
16. Report of the Independent Expert on the Performance Review (September 2008)
17. Report of the Ninth Meeting of the Stock Assessment Group and Fifth Meeting of the Management Procedure Workshop (September 2008)
18. Report of the Thirteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2008)

## CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議

みなみまぐろ保存のための拡大委員会は、

第 13 回年次会合において、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国が自国の漁船監視システムの開発と実施(2006 年 VMS 決議)に合意したことを想起し、

世界のみなみまぐろ漁業のすべてに適用される監視、管理及び取締り措置の必要性を認識し、

みなみまぐろ漁業、とりわけ資源の長期的な持続性を確保するために、効果的な監視、管理及び取締り体制に不可欠な要素としてのこれら漁船監視システムの重要性を認識し、

漁船監視システムが、2007 年 1 月 22 日から 26 日に開催されたまぐろ類地域漁業管理機関神戸会合で採択された行動方針において、違法無報告無規制漁業を抑止する重要な監視、管理及び取締りの一措置であると認められたことに留意し、

漁船監視システムの最低基準を定める必要性を認識し、

一部のメンバー及び他の地域漁業管理機関は漁船監視システムを確立しており、それらの知見がみなみまぐろ保存委員会の漁船監視システムの開発及び導入に有用であることを認識し、

みなみまぐろ保存条約の第 8 条パラグラフ 3(b) に従い、次のとおり合意した。

1. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、次の方法で、みなみまぐろを漁獲する船舶に対し、衛星と連係した漁船監視システム(VMS)を採用、導入しなければならない。
  - a. IOTC 水域で漁業を行っている船舶は、漁船監視システム計画の創設に関する IOTC 決議 06/03(決議の付属書 1 を含む)に従う。
  - b. WCPFC 水域で漁業を行っている船舶は、WCPFC 保存管理措置 2006-06“委員会漁船監視システム”(当該措置の付属書 1 を含む)に従う。
  - c. CCAMLR 水域で漁業を行っている船舶は、CCAMLR 保存措置 10-04 (2006)“自動化衛星中継漁船監視システム(VMS)”(当該措置の付属書 10-04/A 及び 10-04/B を含む)に従う。

- d. ICCAT 水域で操業を行っている船舶は、ICCAT 勧告 03-14“ICCAT による ICCAT 条約水域における漁船監視システム創設のための最低基準に関する勧告”に従う。
      - e. VMS のない公海で操業を行っている船舶は、漁船監視システム計画の創設に関する IOTC 決議 06/03(決議の付属書 1 を含む)に従う。
2. パラグラフ 1 (a-e)に示した VMS の適用は、関連する委員会が適宜採択するであろういかなる修正とも合致していなければならない。
3.
  - a. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会が承認した書式による VMS サマリー・レポートを、年に 1 回、遵守委員会会合の前に、提出しなければならない。
  - b. CCSBT の保存管理措置に反して操業を行っていると思われる場合には、特定の船舶に関する事例に関して、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、当該船舶が船籍を置く国/漁業主体であるメンバー及び協力的非加盟国に対し、個別的に、VMS データの提供を求めることができる。かかる要求を受けたメンバー及び協力的非加盟国は、次のいずれかの対応をとらなければならない。
    - (i) 事例を捜査し、VMS データを要求したメンバー又は協力的非加盟国に、捜査の詳細を提供すること。
    - (ii) 要求したメンバー又は協力的非加盟国に対し、当該船舶に関する VMS データを提供、要求したメンバー又は協力的非加盟国は、捜査の結果を船籍が置かれる国/漁業主体であるメンバー又は協力的非加盟国に通知する。
4. 拡大委員会は、パラグラフ 3(b)に従い提供された情報について、付属書 I にある機密保護とセキュリティの規定を採用することに合意した。
5. 事務局の支援を仰ぎ、遵守委員会は、2009 年の遵守委員会において、本決議の実施並びに SBT 漁業の監視、管理及び取締り体制の一要素として、その有効性の改善に資する可能性のある措置について、レビューと報告を行わなければならない。かかるレビューは、まぐろ類地域漁業管理機関を横断的に統一する VMS の開発を含め、他の地域漁業管理機関における進展状況を考慮しなければならない。
6. 本決議は、CCSBT 13 で採択した 2006 年 VMS 決議に優先するものではない。



## 付属書 I VMS 報告の機密保護、利用及びセキュリティ

### VMS 報告の機密保護及び利用

1. VMS データは、機密扱いとされ、本決議によって認められた場合のみ提供、利用されうる。
2. 他の拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国から VMS データを受けとるメンバー及び協力的非加盟国は、データの機密保護を維持しなければならない。本決議に明記された場合を除き、データを利用してはならない。具体的には、VMS データを受けとる拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、本付属書のパラグラフ 3 に示された目的に限り、データをメンバー又は協力的非加盟国の国会議員及び公務員に提供することができる。
3. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の保存管理措置の遵守状況を監視するためにのみ、VMS データを利用することができる。

### 情報技術セキュリティ

4. VMS データを受けとる拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、VMS データの機密保護を維持するための強固な情報技術セキュリティを導入しなければならない。

### データの機密保護に関する方針

5. VMS データの要求を提案する拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、VMS データの機密保護に関する方針を備えなければならない。かかる方針を事務局並びにすべての拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国に提供しなければならない。VMS データの機密保護に関する方針は、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国が、本決議の付属書 I の要件の遵守を確保するために実行することを提案するすべての措置を略述してなければならない。